令和５年度

予 算 編 成 の 考 え 方

熊　谷　市

令和５年度予算編成の考え方

１　国の動向

本年６月に「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」が閣議決定されたが、岸田内閣の経済財政政策においても財政健全化の旗を降ろさず、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）の黒字化の目標に取り組むとともに、昨年度に定められた地方の一般財源総額実質同水準ルールについても、引き続き維持し、経済・財政一体改革を着実に推進することとされた。

現在、我が国を取り巻く環境変化と日本経済は、国内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せる中、課題解決と経済成長を同時に実現させる「新しい資本主義」を起動させていくことで、国際情勢の変化と社会課題の解決に向けていくとしている。

この「新しい資本主義」に向けた重点投資分野として、人への投資と分配、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップ（新規創業）への投資、GXへの投資、DXへの投資の５項目を挙げるとともに、社会課題の解決への取組として、民間による社会的価値の創造、包摂社会の実現、多極化・地域活性化の推進、経済安全保障の徹底の４項目が挙げられている。

内外への環境変化への対応では、特に地方公共団体が関わる部分の記述として、防災・減災、国土強靱化の推進について、必要十分な予算を確保し、引き続き「５か年加速化対策」等を推進し、この後も、中長期かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進める重要性等を勘案し、次期「国土強靱化基本計画」に反映させるとしていることに注目されたい。

中長期の経済財政運営については、前出したとおり引き続き財政健全化の目標に取り組むこととし、経済あっての財政であり、現行の目標年度

により状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならないとして、必要な政策対応によって経済をしっかりと立て直し、財政健全化目標に向けても取り組んでいくとされている。

個別分野の改革では、まず持続可能な社会保障制度の構築として、地方公共団体に関わる点として、後期高齢者医療制度の在り方や生活保護受給者の医療扶助の在り方の検討を深めていくことが記載されていることから、今後の議論に注視が必要である。また、生産性を高め、経済社会を支える社会資本整備として、インフラ分野についてのDXについて加速することとされていることにも注意しなければならない。

国と地方の役割分担について、新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、内容と成果の見える化を実施した上で検証を進めるとともに、感染収束後は早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すとされていることからも、特別な財源措置がなくなること、特例的に引き上げられている国庫補助金の補助率が元の割合に戻されることを認識されたい。

こういった状況下にあることを前提として、今後、法令や制度に基づいて義務的に発生する社会保障費に係る地方負担が、まだまだ増加していくことが想定される中、市民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、様々な行政課題に取り組んでいけるよう安定的な財源確保が重要なことであるので、国の取組と歩調を合わせながら取り組むとともに、その動向には一層注視をお願いしたい。

２　本市の財政状況と今後の動向

令和3年度決算では、歳入において、引き続く新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な市税の落ち込みが懸念されたが、市税全体では前年度と比較して約6千万円、率にして0．１９％の減収という結果であった。前年度税収が減収となったことに引き続き、平時の状況に戻っては

いないが、前年度並みの税収は確保することができ、また、消費支出の回復を反映した地方消費税交付金や国税収入の伸びによる地方交付税が増加するなど、総じて市政運営に必要な財源を確保することができた。

一方、歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策について機動的に予算措置を行い、また変化する医療、福祉、子ども子育て等の社会保障関連経費に対応した上、来年度への繰越金を確保するなど健全財政を維持することができた。

今後の財政運営の見通しとして、国は、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を迅速かつ着実に実行し、景気の下振れリスクに対応して、消費や投資をはじめ民需中心の景気回復を着実に実現するべく、賃上げや価格転嫁など成長と分配の好循環に向けた動きを確実にしていくとしている。その上で、人への投資、DX、GXへの投資など社会課題の解決を経済成長のエンジンとする新しい資本主義に向けたグランドデザインと実行計画を前に進めるための総合的な方策を具現化し、実行に移すことからも、本格的な景気回復を見込んでいる。

しかし、世界情勢は、ロシアのウクライナ侵攻等による国際商品市況の不安定な状況、輸入物資に大きく影響する円安の事態、国内企業物価指数の当面の上昇予想など不安定要素が数多くあり、赤字国債を発行できる国と違い地方公共団体の立場としては、税収の回復が遅れる可能性を含みつつ、今後も注意深く、様々な点からの動向を追い続けていく必要がある。

また、アセットマネジメントによる公共施設の再編整備等の大きな財政支出が控えていることも考慮しておく必要がある。

３　令和5年度予算編成の考え方

令和５年度の予算編成は、前述してきた国の動向や本市の財政状況を踏まえて、前例にとらわれずに歳出全般にわたり徹底した見直しを継

続して行うことと、必要経費動向の実情を考慮したメリハリをつけた予算編成を前提としつつ、今後策定される総合振興計画後期基本計画や総合戦略に掲げる目標を達成するために必要な施策に重点的配分をする方針である。また、真に必要な施策に優先的に配分する方針ではあるが、費用対効果について改めて検証、見直しを行った上で、既定の実施計画や事務事業の評価を基に、予算査定で検討していくこととする。

さらに、引き続き新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中ではあるが、前述のような国の動向や本市の財政状況を踏まえ、将来にわたり持続的に発展するための投資の財源を確保するとともに、引き続き健全な財政基盤も堅持していくことを基本とする。

従って、予算の要求に当たっては、改めて市民から託された税金が財源であるという認識の下、常に市民の目線に立ち、市民福祉の向上に資する施策を見極め、限られた財源を最大限に有効活用することが必要である。

こうした基本的な考え方を前提に、次に掲げる事項に留意し、令和5年度予算を編成する。

（1） 総合振興計画（基本構想・後期基本計画・実施計画）及び行政評価との連携

第2次総合振興計画後期基本計画の策定と並行して、事務事業評価及び実施計画（新規事務事業）の立案に対する結果を令和5年度の予算編成に反映することとするが、事務事業評価で「現状維持」の評価となったものについて、安易に前例踏襲の予算要求とせず、特に、長期にわたり継続している事業については、改めて開始時の意義や費用対効果を再検証し、見直しを図られたい。また、新規に採択された事務事業についても、意義と効果を十分に検証した上で、創意工夫により、効率的、効果的な実施内容とした予算要求とされたい。

（2） 総合戦略の推進

人口減少が進行する中で、引き続き、雇用環境の創出、出産・子育てしやすい環境づくり及び本市の特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、人口減少に歯止めをかける施策を展開していくことが重要である。また、第２期総合戦略の計画期間は令和２年度から令和６年度までの５年間であり、令和５年度は４年目となることから、計画を着実に推進するため、計画に位置付けられた施策に対し、必要度を考慮し予算配分を行うので、取組内容について今までの実施状況における効果検証を行い、より効果的な施策へと発展させていくよう、創意工夫を図られたい。

（3） 予算配分上の留意点

ア 重点施策に対する重点配分

各部の重点施策の事業に対して、重点配分を実施する。

限られた財源の中で、真に必要な施策に財源の重点配分を行うという主旨を踏まえ、事業内容、要求額を精査し、部内で十分協議、検討の上、優先度の順位付けをされたい。

イ 部単位の配当枠の設定

部の予算運営の主体性、自律性を高めることを目的に、令和５年度も引き続き、経常経費の一部について部単位での要求金額の上限を定めた配当枠を設定することとする。これは、部に設定された配当額の範囲内において、部の裁量により予算配分を認めるものであり、部内の経営課題の解決や重点目標を効果的に達成するために実施するものである。したがって、予算要求に当たっては、過去の決算の推移を十分に検討し、実績を踏まえた適正な見積りにより、生み出した財源を真に必要な施策に重点配分するよう心掛けられたい。

ウ　原油価格・物価高騰やデジタル化等への対応

部単位の枠配当は、原油価格・物価高騰等による光熱水費等の上昇を見込むとともに、リモート会議の拡大やペーパーレス化の進展も考慮して設定したものであるので、配分に当たっては留意されたい。なお、経常経費、政策経費に関わらず、デジタル化やデータ連係による経費削減について積極的に検討されたい。

（4）　公共施設マネジメントとの整合性

公共施設の在り方については、熊谷市公共施設等総合管理計画に則り、各所管の個別施設計画に基づいて進めていくこととするが、既存施設の修繕等が必要な場合は、使用年限等を見定めた上で、経費が二重投資や過大投資とならないよう、その修繕方法を工夫し、真に必要なものについて要求されたい。

（5）　国・県支出金等の確認と活用

国の政策等の動向を見極めることが難しい中、国の補正予算に伴う来年度の市予算の前倒しを含め、国・県の補助制度等に変更が生じてくる可能性がある。各所管においては、これまで以上に国・県の動向を注視し、正確な情報の収集に努め、国・県支出金の算定誤りがないよう見積もるとともに、これまで国・県支出金を受けずに執行している事業については、補助制度等の活用についてあらゆる角度から模索するなど、積極的な財源確保に努められたい。

（6）　地方公会計制度の活用

地方公会計制度の整備により、ストック情報や現金取引を伴わないコスト情報について事業単位、施設単位で把握することが可能である。事業運営に当たっては、収益性や費用対効果の観点から常に事業を

検証し経費の節減を図るとともに、収益性の低い施設、費用対効果の低い事業にあっては、使用料の見直しや事業の再構築、休廃止について検討されたい。

（7）各種団体に対する補助金等の見直し、研修会等への参加

団体等に対する負担金、補助金及び交付金の支出については、透明性や客観性を確保するとともに、従来からの経緯にとらわれることなく、監査委員からの指摘事項や市議会における一般質問の状況等を踏まえ、目的、効果を十分検証した上で、終期の検討を行い、団体等の自主的運営を促すとともに、剰余金の安易な繰越しや積立てがないか経理状況を確認するなど、廃止・縮減に向け検討されたい。

また、団体等が主催する研修会等への職員の参加については、参加による効果を十分精査し、必要最小限の人数で対応されたい。